## 第6章 その他

## 1,排水設備工事のながれ

①住民(申請者)が斑鳩町指定工事店へ依頼

1

②指定工事店が調査、設計、見積り

L

③住民(申請者)と指定工事店が工事契約

1

④排水設備計画確認申請書等を町へ申請

※指針様式第3号 排水設備等(変更)工事調書提出 既設管使用のうち、指針外利用がある場合は、指針様式第4号提出

-1

⑤町が審査。加入負担金納付書を指定工事店へ交付

1.

⑥指定工事店から加入負担金納付諸を申請者へ渡し、申請者が町内の銀行で納付

.l.

⑦町で加入負担金の納付を確認した後、排水設備計画確認通知書の交付

T

⑧工事着手

1

⑨排水設備工事完了届を町へ提出(工事完了後5日以内)

※公共下水道使用開始届提出

指針様式第5号 浄化槽・便槽最終汲み取り処理調書提出

J

⑩町により排水設備工事検査実施(責任技術者立ち会い)※下水道使用料賦課

1

⑪検査合格後、検査済証交付

1

※浄化槽撤去後30日以内に指針参考様式第1号 浄化槽使用廃止届出書を奈良県景観・環境総合センターへ提出